

有効期間満了日 令和11年3月31日

熊交規第328号

令和5年8月18日

大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）

今般、災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第180号）が公布され、令和5年9月1日から施行されるところ、施行後は災害発生より前においても、緊急通行車両等の確認を行うことができることとなることから、特に、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の規定に基づく事務手続についても運用変更が生じることとなる。

これに伴い、警察庁から大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的事項について、別添「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」（令和5年7月18日付け警察庁丙規発第26号ほか。以下「警察庁通達」という。）が発出されたことから、本県における大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的事項については、令和5年9月1日から警察庁通達に基づき取り扱うこととするので、運用に誤りのないようになりたい。

なお、緊急通行車両の確認等に係る事務要領については別途通達する。

※ 警察庁通達「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。